

(図表5) 議決権行使書面等の閲覧謄写請求に対
する会社の拒絶事由

- ① 請求者がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
- ② 請求者が当該会社の業務の遂行を妨げ、または株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき
- ③ 請求者が議決権行使書面等の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき
- ④ 請求者が、過去2年以内において、議決権行使書面等の閲覧・謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

求を行ったときを定めることが検討されていた。これは、そもそも、株主に当該閲覧謄写請求権が認められている趣旨が、株主総会の決議が適法かつ公正にされることを担保する点にあることに鑑み、そのような制度趣旨に沿わない目的での閲覧謄写請求、とりわけ、株主が少数株主権の行使に必要な持株要件を満たすために他の株主を募る目的や、株主総会の議案について委任状勧誘を行う目的での閲覧謄写請求を認めないものとするに、その意図があった。しかしながら、前記のとおり、改正法では、このような拒絶事由は定められていない。そのため、改正法の施行後も引き続き、会社は、株主がこのような少数株主権の行使に必要な

な持株要件を満たすために他の株主を募るなどの目的のために議決権行使書面等の閲覧謄写請求をした場合であっても、これを拒絶することは

できないと解される。なお、以上の議決権行使書面等の閲覧謄写に対する拒絶事由の新設に
関し、経過措置が設けられており、

改正法の施行前にされたこれらの閲覧謄写請求については、なお従前の例によるとされている(改正法附則4)。

第3章 報酬等の決定方針、株式報酬、D&O保険等 取締役等関連の改正と 実務ポイント

【この章のエッセンス】

- 一定の監査役会設置会社およびすべての監査等委員会設置会社の取締役会は、株主総会の決議に基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しなければならない。当該決定義務について経過措置が定められていないため、いつ開催する取締役会において当該方針を決定するか、検討する必要がある。

- 上場会社においては、取締役または執行役に対し、報酬等として株式を付与する際は、出資の履行を要しないものとすることができることになる。ただし、これらの役員

以外の使用人(執行役員等)や、上場会社でない子会社の役員・使用人に対する株式報酬の付与の場合はそのような特例が認められていないため、株式報酬の付与対象者によってその付与手続が異なることに留意する必要がある。

- 会社役員賠償責任保険(D&O保険)の内容の決定について、取締役会の決議によらなければならないこととなる。改正前に締結されたD&O保険に係る契約であっても、改正後に更新する際は、取締役会の決議を要すると解される可能性がある。

取締役の報酬等の決定方針についての取締役会の決定義務

(1) 具体的な改正点

現行法上、取締役の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益をいう。法361①柱書き。以下同じ)は、定款に当該報酬等に関する事項(361条1項各号に掲げる事項)を定めていないときは、株主総会の決議によって定めなければならない(同項)。実務上は、株主総会において、取締役の個人別の報酬等まで決定さ